

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

1. 当社は、長期安定的な株主価値向上を経営の最重要課題と位置づけており、事業の発展及び収益性を確保するとともに、より高い技術開発力を目指す技術者集団として、各業界での顧客企業とともに“テクニカルパートナー”として成長していくことを目指しております。また、常に社会の求めるものを追求し、需要を創造するとともに、会社の持続的な発展のために経営の効率性と健全性を追求してまいります。
2. 会社の社会的役割を認識し、法令等を遵守するとともに株主・地域社会・顧客企業・従業員などステークホルダーとの良好な関係の維持発展に努めてまいります。
3. 経営環境の変化に柔軟に対応できる経営管理体制(含む内部管理体制)により、内部統制並びにリスクマネジメントをより一層強化し、管理体制の充実を図ってまいります。また、社内外への情報の迅速な開示と、経営の透明性を高めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
関口 相三	436,000	49.43
アルトナー従業員持株会	159,604	18.09
大阪中小企業投資育成株式会社	40,000	4.53
張替 朋則	32,000	3.62
奥坂 一也	24,800	2.81
アルトナー役員持株会	13,200	1.49
江上 洋二	6,996	0.79
秋元 博幸	5,300	0.60
横木 博和	5,000	0.56
大山 卓	4,900	0.55

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	ジャスダック 既存市場
決算期	1月
業種	サービス業
(連結)従業員数	500人以上1000人未満
(連結)売上高	100億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

当社では、社外監査役3名を独立役員として指名しております。3名の社外監査役は、取締役会へ出席して、広範囲において積極的に意見し、業務執行者である取締役に對し経営全般について大局的な観点で助言をおこなっており、社外監査役に求められる役割は現在充分果たしていると判断しております。

以上のことから、当社は、社外監査役が独立・公正な立場で、取締役の重要な業務執行に対する有効性及び効率性の検証をおこなう等、客観性及び中立性を確保したガバナンス体制を構築しており、その上で現状の監査役の機能を有効に活用しながら、監査役には株主からの付託を受けた実効性のある経営監視が期待できることから、当面、現状のガバナンス体制を維持することとしております。なお、相応しい人材がいれば、社外取締役の登用も検討していきたいと考えております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、会計監査人から定期的に監査計画及び監査実施状況とその結果について報告を受けるとともに、その都度意見の交換、情報の聴取等などを行い、必要に応じて監査に立ち会うなど常に連携を保っております。また、内部監査室も含めた三者間の連携を密にして監査の効率性と監査体制の向上を図っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査室と監査役は、年度毎に監査計画の立案に際し、相互に助言を行っております。また監査の際の監査報告書作成につきましては、相互の情報交換及び意見の交換を行い、情報の共有化を図る事により、効率的な監査実施に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
市川 邦彦	他の会社の出身者								○	
横田 成昭	その他								○	
金井 博基	税理士					○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
市川 邦彦	独立役員に指定しております。	上場会社での取締役等の経験により、広い見識を有し、幅広い見識から発言・アドバイスを得たり、固有のキャリアに立脚した総合的な判断と中立的、客観的監督をお願いしていること、また現在・最近及び過去において、会社との関係において、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として選任いたしました。
横田 成昭	独立役員に指定しております。	技術顧問の経験により技術員の指導・育成に携わり、事業内容にも精通し、幅広い見識から発言・アドバイスを得たり、固有のキャリアに立脚した総合的な判断と中立的、客観的監督をお願いしていること、また現在・最近及び過去において、会社との関係において、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として選任いたしました。
金井 博基	独立役員に指定しております。	税理士としての専門的知識を有し、幅広い見識から発言・アドバイスを得たり、固有のキャリアに立脚した総合的な判断と中立的、客観的監督をお願いしていること、また現在・最近及び過去において、会社との関係において、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として選任いたしました。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

監査役は、監査役会で定められた監査方針に従い、業務監査の一環として取締役会への出席だけでなく、経営会議及びコンプライアンス・リスク管理会議への出席を行い、会社の健全な経営に資するために職務を遂行しております。また、内部監査室、会計監査人とは情報及び意見の交換を行い連携を密にしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

ストックオプションとして新株予約権を付与しております。付与数は今までの会社への貢献度、及び将来の貢献度を考慮し決定されております。また業績連動型報酬を、当期純利益の2%を原資として、支給する場合がある旨を定めております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

今までの会社への貢献度、及び将来の貢献度を考慮し割当対象者を決定し、ストックオプションとして新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

開示手段

有価証券報告書、営業報告書(事業報告)

開示状況

全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

平成22年1月期に取締役4名及び監査役3名に支払った報酬は次のとおりであります。

取締役を支払った報酬 総額 62,317千円

監査役を支払った報酬 総額 17,472千円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

該当事項はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

(1) 現状体制の概要

当社は、取締役会、監査役会を設置しております。取締役は4名、監査役は3名であります。社外取締役は選任していませんが、監査役3名は社外監査役であります。取締役会と監査役会が連携し、ガバナンスの確保を図っております。社外取締役の選任に関しましては、前述「現状の体制を採用している理由」に記載のとおりであります。

(2) 各機関及び部署における運営、機能及び活動状況

〈取締役会〉

経営事項の最終判断・決定の場として、的確かつ迅速な意思決定を行うため、代表取締役を含む取締役並びに監査役が出席する取締役会を毎月2回開催しております。1回目の取締役会は、業績取締役会と称して原則として毎月15日に開催しており、内容としては、月次業績に関連する事項が主な議題であります。2回目の取締役会は、定時取締役会と称して原則として毎月末に開催しており、内容としては、経営計画に関する事項をはじめ、各取締役の業務執行に関する重要事項の審議・決定・監督を行っております。

〈経営会議〉

取締役、各本部長を主な構成員とする経営会議を設置して毎月1回開催しております。経営会議は、定時取締役会及び業績取締役会への付議事項の討議、諮問を実施し、報告・提案の取り纏めを行っております。

〈コンプライアンス・リスク管理会議〉

代表取締役を含む取締役並びに監査役に加え本部長、部長を主な構成員とするコンプライアンス・リスク管理会議を四半期に1回開催しております。この会議により、法令及び定款遵守の周知徹底と実行を図り、「当社におけるリスク管理のあり方」を策定し、各種リスクを統括する体制を整備しております。

〈監査役会〉

監査役は、毎月監査役会を開催しており、必要に応じ臨時監査役会を開催しております。監査役は取締役会等重要な会議へ出席し、必要があると認めるときは、意見表明を行っております。また、内部監査室及び会計監査人と連携し、監査役会で定めた監査方針及び監査計画に従って取締役間の職務執行の監査を行っております。

〈会計監査人〉

会計監査人には、あずさ監査法人を選任しております。当社と同監査法人及び当社に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名

指定社員 業務執行社員 近藤 康仁 あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員 中畑 孝英 あずさ監査法人

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家に対して経営方針、決算概要、業績の見通し等の説明会を、年1回を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにIR情報のページを設け、決算情報、決算情報以外の適宜開示資料、有価証券報告書などを適宜掲載します。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	経営戦略本部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	当社においては、常に情報提供のあり方について検討を行い、経営戦略本部を統括部署と定め、ホームページを順次見直し、IR情報やその他の会社の情報提供を行っていく方針であります。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【内部統制システムの基本方針】

業務の適正を確保するための体制

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- [1]代表取締役を議長とするコンプライアンス・リスク管理会議を設置し、法令及び定款遵守の周知徹底と実行を図る体制を構築しております。
- [2]取締役、監査役及び従業員その他当社の業務に従事する者を対象とした内部通報制度を整備しております。その制度では守秘義務を負う通報委員会を通報先とし、通報者に対する不利益な取扱を禁止し、法令等違反行為を未然に防止または速やかに認識するための実効性を確保しております。
- [3]当社は、他の業務執行部門から独立した内部監査室による内部監査を実施しており、内部監査を通じて各部門の内部管理体制の適切性・有効性を検証し、その改善を促すことにより、使用人の職務執行の適法性を確保しております。

2) 財務報告の適正性を確保する体制

- [1]取締役及び従業員は「財務報告に係る内部統制の基本方針」を遵守した業務執行により財務報告の適正性を確保しております。
- [2]取締役、監査役及び従業員は、財務報告の適正性を確保するための体制の円滑な運営を実行しております。
- [3]内部監査室は、財務報告の適正性を確保する体制の運用を監査しております。

3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- [1]取締役の職務に係る情報・文書は、「文書管理規程」をはじめとする諸規程及びそれに関する各情報管理体制マニュアルに従い適切に保存及び管理の運用を実施しております。
- [2]これらの情報については、内部監査室による内部監査等により、保存及び管理が適切になされていることを確認しております。

4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- [1]当社は、「当社におけるリスク管理のあり方」を策定し、各種リスクを統括管理するための体制を明確にしております。
- [2]当社は、同方針に基づき、経営上のリスクを分類・定義し、リスクの種類毎に担当部門がリスク状況の把握・分析等を行い、コンプライアンス・リスク管理会議によって各種のリスクを統括管理する体制を整備しており、リスク種類毎の管理及び対策はコンプライアンス・リスク管理会議にて明確にし、管理しております。
- [3]代表取締役社長直属の内部監査室が内部監査計画に基づき監査を担当しており、内部監査室は必要に応じ、監査の実施方法・実施項目の検証を行い、必要があれば監査方法の改定を行っております。

5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- [1]取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月2回開催しております。第1回開催を業績取締役会とし、第2回を定時取締役会とし、必要に応じて臨時に取締役会を開催しております。なお、取締役会の権限範囲等は、「取締役会規程」において明確にしております。
- [2]取締役による効率的な業務運営を確保するため、「組織規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」及び「業務分掌(職務権限)明細表」を定め、その他社内規程を整備しております。
- [3]取締役、各本部長を主な構成員とする経営会議を設置して毎月1回開催しております。経営会議は、業績取締役会及び定時取締役会付議事項の討議、諮問を実施し、各取締役会への報告・提案の取り纏めを行っております。

6) 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- [1]該当する親会社及び子会社はありません。

7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- [1]当社は監査役の要請がある場合には、監査役の職務を補助する使用人を選任できることとしております。
- [2]当該使用人の任免・異動・人事評価に関しては、監査役の同意を必要としております。

8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- [1]取締役会の他、経営会議等重要な会議に監査役は出席しており、取締役から業務執行状況の報告を受けております。
- [2]前記の重要な会議に付議されない重要な社内稟議、決裁書及び報告書等について、監査役は閲覧し、必要に応じ内容の説明を受けております。
- [3]取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役の職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度に基づき通報された事実、その他監査役監査のため求められた事項を監査役に報告しております。

9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- [1]代表取締役及び内部監査室長は監査役監査の環境整備等について、監査役との十分な協議、検討の機会を設け、監査の実効性確保に努めております。
- [2]監査役は監査役監査の実効性を確保するため、監査体制の整備等について要請をしております。
- [3]内部監査部門である内部監査室、法令遵守及び各種リスクの統括管理を担当する部門は、監査役と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換しております。
- [4]監査役が監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士その他の外部アドバイザーを任用することができることとしております。

10) 反社会的勢力による被害防止のための基本方針

- [1]当社は、企業の社会的責任を果たし、企業防衛を図るため、反社会的勢力との関係を一切遮断します。
- [2]当社は、反社会的勢力による不当要求がなされた場合、法的手段を持って毅然とした態度で対応します。
- [3]当社は、「反社会的勢力との関係を遮断するための体制」を反社会的勢力対応マニュアル等に基づき、組織的に対応します。
- [4]当社は、反社会的勢力による不当要求に備え、平素から外部の専門機関と緊密な連携関係を構築し、反社会的勢力による不当要求がなされた場合にその対応方法を相談または対応を要請します。
- [5]当社は、いかなる理由があっても、反社会的勢力との裏取引、資金提供等一切の便宜を図る行為をいたしません。
- [6]当社は、取締役、監査役及び従業員に対し、定期的に「反社会的勢力との関係を遮断するための体制」について注意喚起を行い、周知を図ります。

11) 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況

- [1]当社は、管理本部長の下、対応統括部署として総務グループが反社会的勢力からの不当要求防止に努めております。
- [2]当社は、弁護士及び警察OBとの顧問契約を結び、専門機関との連携を図っております。
- [3]当社は、総務グループにおいて管理本部長と共同して、弁護士から適宜、指導、アドバイスを受け、不良情報をデータベース化し、必要に応じて取締役会にその内容を報告し、各部署で対応を検討するとともにコンプライアンス・リスク管理会議においても検討しております。
- [4]当社は、反社会的勢力対応マニュアルを全社員に配布し、周知を図っております。
- [5]当社は、総務グループが社内研修等の場において定期的に注意喚起を行っております。

Vその他

1. 買収防衛に関する事項

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンスについては、今後とも会社の状況や社会情勢の変化に応じ適切な体制整備を行ってまいります。